

平成 26 年 6 月 16 日現在

機関番号：34509

研究種目：若手研究(A)

研究期間：2011～2013

課題番号：23681055

研究課題名(和文)母子世帯の生活実態と所得保障制度の与える効果に関する日英比較研究

研究課題名(英文)The situation of lone mother households and effectiveness of social security system in Japan and the UK

研究代表者

田宮 遊子(Tamiya, Yuko)

神戸学院大学・経済学部・准教授

研究者番号：90411868

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,100,000円、(間接経費) 1,230,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、母子世帯の生活実態を世帯構成、収入と就労の関係、所得保障との関係から把握することを目的としている。三世帯同居に関する分析から、ケアの必要性が高い母子世帯ほど親と同居する可能性が高まるが、ケアサポートは世代間で双方向的なものであることが示唆された。就業履歴と収入の変化に関する分析からは、第1子出生時に正規雇用であるかどうか、教育歴の長短が離別後の就業形態と収入に影響を与える傾向がみられた。また、貧困とスティグマに関する比較分析の結果、日本ではとくに、「標準的家族」からの逸脱が貧困と結びついた場合に強いスティグマが生じるが、イギリスでは、物質的な水準を満たせないことが自尊心を低めていた。

研究成果の概要(英文)：The study aims to examine the impacts of low income and inadequacy of social security benefits on lone mother households. The study consists of three parts. Results from the analysis of intergenerational relationship between lone mothers and their elderly parents, lone mothers with child care needs tend to co-reside with their parents, but caring supports are two-way supports between generations. Secondly, the research exploring the relations between employment history and income suggests job separation after childbearing reduces the likelihood of getting the standard employment and increases possibility of lower income. Thirdly, I examine how poverty and stigma are experienced in the UK and Japan. The stigma that surrounds non-traditional family units, such as lone parents, appears to intensify the feelings of shame ordinarily experienced in relation to poverty in Japan. On the other hand, the stigma attached to being unable to afford consumerist items is less pronounced than the UK.

研究分野：ジェンダー

科研費の分科・細目：若手研究(A)

キーワード：母子世帯 所得保障 就労 貧困

1. 研究開始当初の背景

日本において、経済的貧困がひろがっていることが国際比較から再認識され (OECD, 2006, *OECD Economic Surveys Japan*, 同 2008, *Growing Unequal?* 等) 日本政府も貧困率を公表するに至った (厚生労働省, 2009 年 10 月「相対的貧困率の公表について」)。なかでも、母子世帯の経済的貧困の深刻さが改めて確認された。しかしながら、母子世帯の経済的困窮は最近年に始まった問題ではない。とりわけ、欧米先進諸国における 1970 年代以降の傾向として指摘されたように (Pearce, D., 1978, "The feminization of poverty") 日本においても 1980 年代以降の母子世帯数の増加、および、母子世帯の構成の変化 (死別母子世帯の減少、離別・未婚母子世帯の増加と主流化) に伴い、貧困の性質が変化している。また、女性の労働参加率が高まるなか、パート就労への偏重がみられる。労働市場で女性がおかれている不安定さは、夫婦世帯よりも母子世帯に、より大きな経済的影響を与えると考えられる。

また、日本の母子世帯は、就労率がきわめて高い一方で、就労している場合にも貧困率が高いことがその特徴として挙げられる。これについて、母子世帯の貧困率の高さは共通するイギリスでは、母子世帯の母の就労率は低位にとどまっている。両国の貧困におかれる共通性と労働にかかわる相違点が、貧困対策を考える上で対照をなす関係にある (Kilkey, M., 2000=2005, *Lone Mothers Between Paid Work and Care*)。

こうした、母子世帯の構成の変化や女性労働をめぐる環境の変化は、母子世帯の貧困を深刻化させる要因となっているが、政府による所得保障制度はこうした家族や社会構造の変化に柔軟に対応してきただろうか。また、制度が硬直的であった場合、母子世帯はその家族や労働のあり方をどのように変化させて対処しているのだろうか。さらに、共通点と相違点をあわせもつイギリスと日本の所得保障制度をとりまく状況は、人々の生活にどのような影響を及ぼしているのだろうか。

2. 研究の目的

本研究では、まず、上述の問の前提となっている母子世帯の生活実態を、世帯構成、収入と就労の関係、所得保障制度の変遷との関係からおさえたいうえで、所得保障制度にかかわる社会的文脈を考察することを目的としている。また、低所得から抜け出るために、母子世帯がとり得る家族や労働のあり方の変化を把握することを目的としている。

3. 研究の方法

本研究では、まず、母子世帯の社会経済的状況、および、所得保障制度の変遷について、政府の公表統計、文献資料等を用いて把握する。また、母子世帯は自身が直面する貧困を

どのように経験しているのか、どのような影響がもたらされるのかという点について、質的データを用いて検討する。さらに、母子世帯の低所得の現状把握とそこから抜け出るための戦略としての世帯の構成の仕方と働き方について、大規模調査の二次分析から考察する。

4. 研究成果

社会保障制度がカバーすべき社会的リスクは、世帯主である男性稼ぎ主の短期的失業、引退、死亡というリスクに対するものとして創設されたが、戦後の工業社会では、新たな社会的リスクへの対応が求められるようになっていく。

女性の労働市場への進出、離婚率の上昇に伴う母子世帯の増加といった、ジェンダー役割や家族形態の変化は、女性の労働市場との関係の変更を要請している。従来からケアの大部分を担ってきた女性にとって、仕事とケアの両立が新たな課題となる。それが失敗した場合、低所得や教育年数の短い者にとって、貧困化をもたらす危険をはらむようになった (Bonoli, 2007)。

また、サービス産業化した産業構造は、教育や職業訓練を受け、生涯にわたってスキルをアップデートする必要性を高め、そのことが教育年数の短さと貧困を結びつけやすくしている。専門性の低い労働者は低賃金の仕事につき、ワーキング・プアの状態に陥る危険にさらされ易い (Bonoli, 前掲書; Taylor-Gooby, 2004)。

さらに、婚姻に基づいた既存の所得保障によって、死別した母子世帯は夫の保険料拠出に基づく給付を受けることができるが、他方で、増加傾向にある離別や未婚の母子世帯の場合、社会保障上の権利を失うことになったり、あるいは、資産調査付きの扶助が用意されていても、一般にその水準は保険料拠出に基づく給付よりも低位にとどまる (Bonoli, 前掲書; Lewis, 2006)。

このような困難に直面している典型として、母子世帯の問題が表出してくる。母子世帯の増加はそれ自体が社会的なリスクではないが、シングルマザーが仕事についていない場合に貧困に陥りやすいことから、仕事と育児の両立は極めて重要な課題となる。くわえて、所得保障制度が性別役割カプセルを前提とした設計のままであれば、現在では多数派である離別、未婚母子世帯は、経済的リスクを抱えながらも、社会保障制度からこぼれ落ちてしまうことになる。

日本とイギリスにおける母子世帯の変化をみると、両国ともに子どものいる世帯に占める母子世帯の割合が高まるなかで、その構成が変化 (離別・未婚母子世帯の増加と母親の低年齢化) しており、これらのことが母子世帯の経済的貧困のリスクを高めている。

本研究では、この点に関連して、日本では、祖父母と同居する母子世帯が増加している。

日本において、なぜ三世同居の形態をとる母子世帯が多いのか、三世同居は母子世帯にとってどのような目的と利益があるのか、ということについて、日本家族社会学会全国家族調査委員会が実施した 2008 年全国家族調査 (NFRJ08) の個票データを用いた二次分析により検討した。その結果、母子世帯の母自身に男性の兄弟がいることは同居の可能性を低めること、祖父母世代から経済的援助を受けとることや、母子世帯の母の低所得が同居の主たる要因ではないこと、ケアの必要性が高い母子世帯ほど同居する可能性を高めること、ただし同居によって祖父母世代から一方的にケアサポート受けるのではなく、双方向的にケアを行っている傾向があることがわかった。

新しい社会的リスクという観点から母子世帯の貧困問題を見ると、世帯内の女性の就労が貧困削減に貢献しており、女性たちが家族や公的支援を利用して仕事とケアの両立をはかることが、脱工業化社会における貧困化を回避するために必要なものとなっている。

イギリス、日本ともに (イギリスでは 1990 年代後半以降、日本では 2000 年以降) 母子世帯を対象とした所得保障制度に関して、就労インセンティブを強調する改革が実施されている。イギリスにおいて、就労促進的な政策の影響から、パートタイム就労での雇用が増加傾向にあるが、雇用のパート化が経済的貧困化に必ずしも直結するのではなく、就労に伴う所得保障制度の設計により、むしろパートタイム雇用であっても貧困を緩和する効果がみられる。

一方日本では、性別役割分業が根強いなかで、ケアと就労の両立に困難が伴っている。加えて、男女間の賃金格差、パートタイム労働の広がり、非正規と正規雇用との格差という形で表出している雇用の劣化とあいまって、女性の就労が貧困の削減に果たす役割がきわめて小さく、とりわけ母子世帯の場合に深刻な貧困問題として表れている。

また、母子世帯が児に専念することは貧困化のリスクを高めることにつながることから、仕事と育児の両立はより差し迫った問題となる。配偶者の支援がない分、外部サービスを使いながら両者をこなさねばならない。6 歳未満の子どものいる親の育児と仕事時間について、母子世帯の母と夫婦世帯の母を比較すると、前者の育児時間は顕著に短く、子どもと接する時間を削って就労に従事している生活実態がうかがえる。

日本の母子世帯の就労と所得の関係をみると、就労率がきわめて高いが、就労している場合にも貧困率が高いワーキング・プアの特徴が顕著だが、母子世帯の母の雇用形態による違いが見られる。母子世帯の母が正規雇用に就いている場合に、非正規雇用の母子世帯よりも所得が高い。つまり、母子世帯の貧困化を防ぐためには、正規雇用がひとつの力

ギとなると考えられる。そこで、本研究では、母子世帯の母の就業履歴を考慮したうえで、就業形態と収入の変化に関する分析を行った。その結果、第 1 子出生時に正規雇用による就業継続を行った場合、離別前後でも正規雇用である場合が多く、世帯収入が高くなる傾向がみられた。また、末子年齢が低い場合や教育歴が短い場合に収入が低くなる傾向がみられた。

上述したように、主として死別母子世帯が対象となる、婚姻を前提に、夫の抛し歴に基づいて権利が生じる所得保障制度に対して、離別や未婚の母子世帯の場合、所得調査や資産調査付きの所得保障が用意されていることが多い。この場合、その水準は保険料抛しに基づく給付よりも低水準となることが一般的な傾向となる。くわえて、母子世帯を対象とする最低生活費の保障に関して、婚姻による家族を前提とする制度設計をしている場合、給付水準の問題だけでなく、制度が前提とする家族観から外れる家族に対し、給付の受給に際してスティグマが付与され得る。

この点に関して、イギリスと日本において、貧困に伴うスティグマや恥の経験がどのように経験されているか、また、それらを引き起こす要因についての比較を試みた。分析は、質的データに基づく両国の 2000 年代以降の既存の調査研究に限定して検討した。その結果、日本ではとくに、「標準家族」から距離がある家族形態を「逸脱」と捉え、貧困と結びついた場合に強いスティグマが生じること、強固な勤労意識から、有償労働に参加できていない場合に公的扶助を受給することに強いスティグマが生じるのに対し、イギリスでは、日常的に他者と同等の消費ができないといった、物質的な水準を満たせないことが自尊心を低め、スティグマを付与する傾向があった。

以上の分析から、母子世帯の生活を支えるために求められる政策は、育児と仕事の両立が可能な質の高い雇用が提供されることであるが、そのとき、就労支援のみを強調するのはリスクが高く、所得保障制度を伴う二本立ての支援策を整備する必要がある。なぜなら、女性が得られる雇用がスキルの低い非正規雇用である場合には、十分な収入が得られない現状において、所得保障が必要となるためだ。加えて、母子世帯の貧困対策として、就労を促進する政策を強調することは、母子世帯の育児時間を短くし、これは子どものウェル・ビーイングや市民権 (Lewis, 2006) という観点から望ましくない影響をもたらし得るためである。

また、離別や未婚の母子世帯へのスティグマの存在は、婚姻を前提とする制度設計へのスティグマを喚起していた。このことは、必要な人が制度の利用を忌避することにもつながり得ることから、制度の選別性やカテゴリーごとの給付を中立的なものに変更していくことが要請されるだろう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 3 件)

- (1) Eileen Sutton, Simon Pemberton, Eldin Fahmy and Yuko Tamiya (2014) " Stigma, Shame and the Experience of Poverty in Japan and the United Kingdom ", *Social Policy and Society*, Vol 13 Issue 1, pp 143-154. 査読有
- (2) 田宮遊子、2013 年、「現代社会のリスクと社会保障制度：母子世帯の問題に焦点をあてて」、『学術の動向』、査読無、第 18 巻、第 5 号、38-46 頁。
- (3) 田宮遊子、2013 年、「女性の貧困は生活保護の問題なのか？」、『女たちの 21 世紀』、査読無、第 73 号、31-37 頁。

[学会発表](計 3 件)

- (1) Yuko Tamiya and Masato Shikata, " The socioeconomic impact of divorce on women in Japan: A longitudinal analysis ", The Australian Social Policy Conference, University of New South Wales, Sydney, Australia, 17 September 2013.
- (2) 田宮遊子「雇用崩壊と社会保障制度：国際比較の視点から」、日本学術会議公開シンポジウム「雇用崩壊とジェンダー」、日本学術会議講堂、東京、2012 年 10 月 13 日
- (3) Yuko Tamiya, "Are grandparents a family resource?: Intergenerational support for Japanese lone mothers ", Joint Annual Conference of the East Asian Social Policy Research Network and the United Kingdom Social Policy Association, University of York, York, UK, 17 July 2012.

[図書](計 3 件)

- (1) Yuko Tamiya, 2014, " Millennium Development Goals Goal1: Lone Mother Households in Japan - Focusing on Employment, Social Security and Poverty ", Japan Women's Watch, *Millennium Development Goals 1,2,3 and 7; Situations in Japan for the 58th Session of UN Commission on the Status of Women*. pp. 1-9.
- (2) 田宮遊子、2014 年、「ミレニアム開発目標(MGDs)1 関連 母子世帯の現状：経済的貧困に焦点をあてて」、日本女性監視機構『報告書 ミレニアム開発目標1,2,3,7 関連日本の状況 第 58 回国連女性の地位委員会に向けて』、1 - 11 頁。
- (3) 田宮遊子、2012 年、「年金権の国際比較からみた貧困とケア労働」、山森亮編、大

月書店、『労働再審 6 労働と生存権』、113-142 頁。

6. 研究組織

(1)研究代表者

田宮 遊子 (TAMIYA Yuko)

神戸学院大学・経済学部・准教授

研究者番号：90411868